

# 空き家家財道具の処分費用を補助します

## （空き家バンク登録物件家財道具処分費補助事業）

### ■補助対象者

- ①鏡石町空き家バンクに利用申込して売買又は賃貸借契約を締結した空き家の新所有者又は賃借人
- ②5年以上定住する意思がある方
- ③町内会に加入し、地域活性化の推進に協力する方
- ④町税等に滞納がない方

### ■補助対象要件

- ①鏡石町空き家バンクに登録された物件の家財であること
- ②売買契約及び賃貸契約が締結された空き家又は売買若しくは賃貸借の同意が得られた空き家であること
- ③申請日が契約締結日又は同意が得られた日から6ヶ月を経過していないこと
- ④申請年度内に処分及び実績報告が完了すること

### ■補助対象経費

居住部分に係る家財道具の処分であること  
(経費が5万円以上であること)

※空き家の取得後に持ち込まれた物品や家電リサイクル対象品の処分等は対象となりません。

### ■補助率及び上限額

対象経費の2分の1以内で上限5万円

### ■その他

- ①補助申請は申請者1人あたり1回及び1物件あたり1回のみとなります。
- ②契約の相手方が3親等内の場合は対象となりません。

### ■お問い合わせ先・申請先

〒969-0492 福島県岩瀬郡鏡石町不時沼 345 番地  
鏡石町役場 総務課 まちづくり調整グループ  
電話: 0248-62-2117 FAX: 0248-62-6553  
メールアドレス: somu@town.kagamiishi.lg.jp

### 手続きの流れ

空き家入居希望者

空き家バンク利用申込

空き家物件の契約

家財道具処分業者依頼

空き家家財道具処分費  
補助金交付申請書提出

※申請は着手前

【添付書類】

- ①売買(賃貸)契約書
- ②住民票謄本
- ③見積書写し
- ④処分する家財を確認できる写真
- ⑤所有者の同意書(賃貸の場合)
- ⑥納税証明書

審査・交付決定通知

家財処分着手・完了

実績報告書の提出

※完了後速やかに提出

【添付書類】

- ①住民票謄本
- ②内訳書及び領収書写し
- ③家財処分の作業中及び作業後の写真
- ④補助金交付請求書
- ⑤振込先預金通帳写し

審査・補助金の確定通知  
補助金の支払い

◆鏡石町空き家財道具処分費補助金交付申請に係るチェックシート◆

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

申請者連絡先 \_\_\_\_\_



【補助要件】	項 目	確認欄	
		申請者	町
1	鏡石町空き家バンクに登録されている物件である。		
2	申請者は鏡石町空き家バンクの利用申込者である。		
3	世帯全員が暴力団関係者ではない。		
4	空き家の家財道具の処分は居住部分に係る処分で、その経費が5万円以上である。		
5	空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から6ヶ月以内である。		
6	申請者は、町税等を滞納していない。		
7	所有者の同意が得られている。(賃貸借契約の場合)		
8	申請者は5年以上定住する意思がある。		
9	申請者は町内会に加入(加入見込み)し、地域活性化の推進に協力する意思がある。		
10	3親等内の親族間の空き家の売買又は賃貸借契約ではない。		
11	申請者、申請住宅は、今回初めての補助申請である。		
12	交付決定通知まで、家財道具の処分は着手していない。		
13	申請年度の3月末までに、実績報告書が提出可能である。		

【補助金交付申請提出書類】	申請者	町
1 鏡石町空き家改修事業等補助金交付申請書(様式第1号)		
2 事業計画書(様式第1号別紙1)		
3 誓約書及び同意書(様式第1号別紙2)		
4 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し		
5 住民票謄本の写し		
6 家財道具の処分に係る見積書(明細書)の写し		
7 処分する家財道具が確認できる写真(全景、各部屋の内部の写真)		
8 所有者の合意書(賃貸借契約の場合のみ)		
9 申請者の納税証明書		

【補助金実績報告提出書類】	申請者	町
1 鏡石町空き家改修事業等補助金実績報告書(様式第6号)		
2 住民票謄本(補助対象住宅に転入及び転居した日以降のもの)		
3 家財道具の処分に係る明細書及び領収書の写し		
4 家財道具の処分に係る作業中及び作業後の写真		
5 鏡石町空き家改修事業等補助金交付請求書(様式第8号)		
6 振込先預金通帳の写し		